

第5章 計画の推進

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づいて計画され、推進にあたっては、毎年少なくとも1回、本計画に基づく措置の実施の状況を報告するよう規定されています（第8条）。

したがって、本計画の推進にあたっては、市全体で取り組むためにも、全庁的な体制の下に、各年度においてその実施状況を一括して把握・点検するとともに、市民の意見を反映しながら、その後の対応を実施することが必要となります。

（1）基本的姿勢

①総合的な施策の展開

この計画は、子どもの育ちと子育て及び次の世代の親を育成する上での総合的な行政の行動計画です。そのため庁内、庁外の推進体制を整備します。また、家庭や地域、学校、企業などとも連携し、広がりのある施策の展開を図ります。

②具体的な進捗状況の説明

計画の進捗状況を具体的に示すため、数値目標の達成状況などについて、定期的に公表します。

（2）計画の推進体制

①庁内体制の整備

計画の執行にあたり、庁内の推進体制を整備し、施策の計画的な推進と、進行管理を行います。

②地域協議会の活用

学識経験者や福祉、医療、保健、教育関係団体の代表者などによる地域協議会を設置し、進捗状況等を説明・報告し、推進に向けての協議・意見交換を行う場とします。

（3）市民への周知と意見聴取

本計画の実施状況等に係る情報を広報誌やホームページ等により公開し、市民に分かりやすく周知を図ります。

あわせて、広聴活動による市民からの意見聴取を行い、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させます。